

金融商品取引法第63条6項及び63条の4第3項に従い、適格機関投資家等特例業務届出者は公衆縦覧を行う義務を負っております。Landmark Partners XVI-GP, L.P. 及び/又はLandmark Real Estate Fund VIII-GP, L.P. につき、公衆縦覧の対象たる情報の閲覧を希望される場合、氏名、所属、肩書及び電子メールアドレスを記載の上、stephanie.yoshida@landmarkpartners.comに電子メールにて閲覧をご請求下さい。ご請求いただきましたら、速やかに電子メールにて当該情報をお送りいたします。